

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年5月24日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	相馬市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.soma.fukushima.jp/shinososhiki/johoseisakuka/4835.html

執行機関名 相馬市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	相馬市介護保険施行規則による介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 相馬市介護保険施行規則による介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	相馬市介護保険施行規則第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>相馬市が行う介護保険については、<u>介護保険法</u>（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）、<u>介護保険法施行法</u>（平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。）、<u>介護保険法施行令</u>（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」という。）、<u>介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令</u>（平成十年政令第四百十三号）、<u>介護保険法施行規則</u>（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）及び相馬市介護保険条例（平成十二年相馬市条例第一号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>相馬市介護保険条例 相馬市介護保険施行規則</p>